

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年8月20日

近畿地方整備局

浪速国道事務所長 橋本 雅道

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務は、第二京阪道路における京田辺市松井地区から山手中央地区に計画されている「立体道路制度を活用した休憩施設等の一体的整備計画（通称：田辺PA計画）」について、立体道路制度を活用した道路と建築物等との立体的整備や、これと併せた良好な市街地形成等を考慮し、事業者、関係地方公共団体及び沿道地域開発者等との計画・事業調整等を行い、周辺環境に配慮した立体道路整備事業について検討し、第二京阪道路事業の円滑な推進を目的とする業務である。

本業務の履行にあたっては、道路と建物等との立体的整備、道路とその沿道の建物等の一体的整備等道路空間の有効かつ高度な利用の実現を図るため、立体道路制度に関する総合的かつ高度な知見と豊富な実績を有するとともに、立体道路制度に係る関係法令に熟知し、その適用について専門的知識を有していることが求められることから、（財）道路空間高度化機構（以下「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、当該特定公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書（または企画競争による企画提案書）の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

(1) 業務名 第二京阪道路田辺PA一体的整備検討業務

(2) 業務内容

- ① 田辺PA一体的整備の内容の検討・整理
- ② 関係地方公共団体・沿道地域開発者等との関係者間調整
- ③ 計画変更に伴う都市計画変更に関する検討・整理
- ④ 調整会議の開催・運営支援

(3) 履行期限 平成20年3月31日

### 3. 業務目的

本業務は、第二京阪道路における京田辺市松井地区から山手中央地区に計画されている「立体道路制度を活用した休憩施設等の一体的整備計画（通称：田辺PA計画）」について、立体道路制度を活用した道路と建築物等との立体的整備や、これと併せた良好な市街地形成等を考慮し、事業者、関係地方公共団体及び沿道地域開発者等との計画・事業調整等を行い、周辺環境に配慮した立体道路整備事業について検討し、第二京阪道路事業の円滑な推進を目的とするものである。

#### 4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

##### 1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

##### 2) 技術力に関する要件

- ① 立体道路制度に関する総合的かつ高度な知見と豊富な実績を有すること。
- ② 立体道路制度に係る関係法令に熟知し、その適用について専門的知識を有していること。
- ③ 発注者以外の行政機関等との調整能力を有していること。

##### 3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本、もしくは人事関係がないこと。ここでいう「資本、もしくは人事関係」とは、次のイ) 又はロ) に該当する関係である。

イ) 参加表明者と建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との間で、一方が、もう一方の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている関係。

ロ) 参加表明者の代表権を有する役員が、建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業の代表権を有する役員を兼ねている関係。

##### 4) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

##### 5) 業務執行体制に関する要件

道路空間検討業務を実施する担当技術者を十分に確保していること。

##### 6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種または類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国発注の近畿地方整備局管内における立体道路制度を活用した検討業務

類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の都道府県、政令市又は高速道路株式会社法により設置された会社（旧公団を含む）発注の立体道路制度を活用した検討業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

##### ① 配置予定管理技術者

###### ○ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（総合技術監理部門）

ただし、建設部門に関する科目に限る。

イ) 技術士（建設部門）

ただし、平成13年度以降の試験合格者の場合には、13年以上の業務経験者を有する者。

ウ) R C C M

エ) 国土交通大臣認定者（建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定された者。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる

国等の業者に所属する技術者に限る。)についても、建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定を受けている必要がある。)

○同種又は類似業務の実績

下記に示す同種または類似業務について、平成14年度以降に元請けで受注し完了した業務において、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務：国が発注した立体道路制度を活用した検討業務

類似業務：都道府県、政令市又は高速道路株式会社法により設置された会社(旧公団を含む)発注の立体道路制度を活用した検討業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒573-0094 大阪府枚方市南中振3-2-3

国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所経理課契約係

電話：072-833-0261(代)(内線224) FAX：072-833-9404

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成19年8月20日(月)から平成19年8月29日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで

② 交付場所

(1)に同じ。

③ 交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提期期限

平成19年8月30日(木)16時00分

② 提出場所

(1)に同じ。

③ 提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年9月14日(金)16時00分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

以上